**指定管理者　特定非営利活動法人石巻市スポーツ協会**

**石巻市総合体育館管理運営業務規則**

**（目　的）**

第１条　この規則は、石巻市総合体育館の指定管理者の指定に伴い、石巻市と締結した石巻市総合体育館の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）に基づき、指定管理者特定非営利活動法人石巻市スポーツ協会（以下「本会」という。）が行う石巻市総合体育館（以下「体育館」という。）の管理運営業務について必要な事項を定めるものとする。

**（管理運営の原則）**

第２条　本会の体育館の管理運営業務は、石巻市総合体育館条例（平成22年9月29日石巻市条例第37号　以下「市体育館条例」という。）、石巻市総合体育館管理規則（平成24年

2月22日教育委員会規則第4号　以下「市体育館管理規則」という。）、石巻市総合体育館使用料規則（平成24年3月28日石巻市規則第10号　以下「市体育館利用料規則」という。）、基本協定書及びこの規程の定めるところによる。

**（利用料金等）**

第３条　体育館の利用料金等は、次の各号のとおりとする。

　　⑴　利用料金は、市体育館条例で定める金額とする。

　　⑵　設備器具の利用料は、市体育館利用料規則で定める金額とする。

２　前項の利用料金は、前納とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

**（利用者等の遵守事項）**

第４条　利用者等（応援等のための入館者を含む。）は、市体育館条例、市体育館管理規則及び市体育館利用料規則を遵守するとともに、本会が別に定める石巻市総合体育館利用者等の遵守事項を遵守しなければならない。

**（管理職員の配置）**

第５条　体育館の管理運営業務を実施するため、本会内に管理部及び事業部を設置し、各部に部長及び必要な職員を配置する。

２　管理部及び事業部の職務等については、事務局長と会長が協議して定める。

３　管理部及び事業部の職員は、相互に協力して体育館の管理運営業務に当らなければならない。

**（経理等の処理）**

第６条　体育館管理運営業務に係る経理及び各種契約等については、総合体育館指定管理会計として独立した処理をしなければならない。

２　前項の経理等は、本会が別に定める特定非営利活動法人石巻市体育協会経理規程の定めにより行う。

**（預金口座の新設）**

第７条　体育館管理運営業務の収支を明確に管理するため、総合体育館指定管理会計の預金口座を新設する。

**（利用料等の整理等）**

第８条　受領した利用料は、別に定める様式で整理し、総合体育館指定管理会計の預金口座に振り込むものとする。

２　利用状況及び利用料金収納状況等は、月毎に別に定める様式で整理し、管理部長、事務局長及び会長の決裁を受け、石巻市に報告するとともに保管しておかなければならない。

**（文書の収受等）**

第９条　体育館管理運営業務に関係する収受文書等は、本会が別に定める「特定非営利活動法人石巻市体育協会文書取扱規程（以下「文書規程」という。）」第８条第１号の「総合体育館指定管理文書」として処理をしなければならない。

２　収受文書等の取扱及び保存期間等は、本会が別に定める文書規程の定めるところによる。ただし、文書規程に定めのない事項については、石巻市文書取扱規程（平成17年石巻市訓令第13号）の規定を準用する。

**（個人情報の取扱）**

第10条　体育館の管理運営業務を行うための個人情報の取扱は、基本協定書の個人情報取扱事務特記事項の定めによらなければならない。

**（事業等の広報等）**

第11条　本会のホームページに体育館事業等を公開し、広報及び情報提供を行うとともに、体育館施設の紹介に努めるものとする。

２　体育館利用促進を図るため、各種パンフレット等を作成配布するとともに、各種の宣伝活動等を行うものとする。

**（職員の遵守事項）**

第12条　職員は、次の各号を遵守しなければならない。

　⑴　定期的に体育館内外を巡視し、利用者の安全等に配慮しなければならない。

　　⑵　消火栓、消火器等の設置場所及び取扱方法を熟知していなければならない。

　⑶　階段、通路、非常口及び消火設備のある場所に物品等を置かないこと。また、利用者等が置いた場合は、他の場所に移動させる措置を講じなければならない。

　⑷　災害等の発生する危険を予知し、又は異常を発見したときは、直ちに上司に報告し臨機の措置を講じなければならない。

　　⑸　火災その他非常災害が発生した場合は、互いに協力してその被害を最小限にとどめる努力をし、利用者等の避難誘導等適切な措置を講じなければならない。

２　災害発生時の職員の役割分担等は、事務局長が別に定める。

**（その他）**

第13条　この規則の改廃は、理事会の議決を得なければならない。

附則

１　この規則は、平成24年４月１日から適用する。